平成28年度 介護支援専門員「更新研修」（専門研修課程Ⅱ）
介護支援専門員「専門研修」（専門研修課程Ⅱ）　実施要綱

１　目　的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とする。

また、介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。

２　実施主体

本研修は、厚生労働省通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」に定める「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づき、新潟県の指定を受けた一般社団法人新潟県介護支援専門員協会が実施する。

３　対象者及び受講定員

専門研修課程Ｉを修了した介護支援専門員であって、次の（１）、（２）のいずれかに該当する者とする。

定員は７００名とする。但し定員を超える場合は、更新研修として受講する者を優先し、専門研修を受講する者は抽選により受講者を決定する。

(1) 更新研修として受講する者

介護支援専門員として実務に従事している者（現任者）又は過去に経験がある者（経験者）で、引き続き実務に従事、又は今後実務に従事する予定、又は認定調査業務を行う予定があり、専門員証の有効期間を更新する必要のある者のうち、研修終了日時点で有効期間が１年以内（平成２９年１１月３０日まで）に満了する者。

※この場合、就業年数は３年未満でも受講可能だが、現在の専門員証交付日以降、１日以上の実務従事経験が必要となり、専門員証交付日以降の実務従事経験がない場合は、「実務未経験者更新研修」の対象となる。

(2) 専門研修として受講する者

介護支援専門員としての実務に従事している者（現任者）であって、就業年数３年以上の者。

４　科目、日程及び会場等

科目、日程及び会場は別紙１のとおり

なお、申込数の多寡によっては、日程及び会場を追加・変更等する場合がある。

また、受講する日程・会場は、受講者の居住地等を考慮のうえ、事務局で指定する。

５　受講料金等

⑴受講料は２３，８００円とする。

⑵納入方法については、受講決定通知において通知する。

⑶一旦納入された受講料金は返還しない。

⑷受講決定後に受講者の都合で受講を取り消した場合においても、受講料金は全額納入しなければならない。

６　受講申込み方法

⑴当協会ホームページ（http://www.caremanager-niigata.com/）の申込みフォーム（様式１）への入力により、申し込むこと。

⑵上記申し込み後、当協会ホームページに掲載する必要書類を申込締切日までに郵送で提出すること。

①様式２「実務従事期間証明書」

なお、従事していた事業所が廃止している場合は、事業者である法人からの従事期間証明書が必要となるが、法人も廃止されている場合は、下記まで問い合わせること。

※専門研修の場合:現任且つ通算の実務従事年数が３年以上の証明

※更新研修の場合:現在の専門員証交付日以降での実務従事経験が１日以上あることの証明

※専門又は更新のいずれの場合でも、現任の方は従事期間の終期には証明日を記入し、従事年月は証明日までの期間とする。

②「研修記録シート１（目標)」

③専門研修課程Ⅰの修了証明書（又は修了証）の写し（コピー）

※専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱを修了し、有効期間の更新を行った実務経験者の方（現在所持している専門員証が有効期間中の方）は、次の更新では専門研修課程Ⅰの研修は不要ですので、提出も不要です。

７　受講申込締切日　　平成２８年７月４日（月）※提出書類も必着のこと

８　受講決定

受講の可否及び受講日程等については、７月２７日（水）に受講決定（不承認）通知を送る。なお、１週間経過しても届かない場合は、必ず当協会までお問い合わせをすること。

９　事前提出資料

演習資料として、担当事例の提出が必須となる。具体的な内容や提出方法、期限については、受講決定通知の際に通知する。

10　修了証明書

本研修の全課目を修了した者には、研修最終日に「修了証明書」を交付する。

11　その他留意事項

介護支援専門員としての「実務経験」について

「実務経験」として認められる範囲及び期間について、厚生労働省では「介護支援専門員資質向上事業実施要綱についての照会」により、次の場合は実務経験と認められない。

① 単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合

② 利用者やサービス提供事業者との連絡調整を補助的に行っていたのみで、サービス計画の作成を行っていなかった場合

なお、指定居宅介護支援事業所の管理者は、実務経験があると認めて差し支えないものとする。

12　問い合わせ及び提出先

〒950-0994　新潟市中央区上所2-2-2　新潟ユニゾンプラザ3階
一般社団法人 新潟県介護支援専門員協会　事務局
TEL　025-281-5616・FAX　025-282-5151